

平成26年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年3月7日（金）

議事日程（第3号）

平成26年3月7日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	塙 信夫 保健福祉部長
樫村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長
大和田 隆 監査委員	

事務局職員出席者

吉成 賢一 事務局長	金子 充 議事係長
------------	-----------

午前 10 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○後藤守議長 日程第 1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

5 番深谷渉議員の発言を許します。

〔5 番 深谷渉議員 登壇〕

○5 番（深谷渉議員） おはようございます。5 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、本市のブランド化についてでございます。

自治体のイメージを高めるブランド化についてお伺いいたします。

全国的に高齢化と人口減少という難題に直面する中、地方都市では我が町に人を呼び込もうとさまざまな対策が行われております。こうした中、千葉県流山市は、マーケティングの手法を取り入れアピールするプロモーション活動を展開し、働き盛りの 30 代を中心とした人口増に成功しております。その増加の割合は、つくばエクスプレスが開業した 2005 年と昨年 2013 年を比べると、8 年間で約 1 万 6,000 人増加しております。これはつくばエクスプレス沿線、東京足立区からつくば市まで 8 市区と比較しても一番多く、総人口増加率が 6.1%，そしてターゲットとした 30 代やゼロ歳から 9 歳の人口増加が際立っております。

流山市のマーケティング戦略を見てみると、市の特性をもとに流山ブランドを打ち出し施策を立案したのが、エクスプレス開業の前年に設置されたマーケティング課です。課内のメンバー 6 人のうち 3 人は民間からの採用でした。流山市のマーケティング課長は、「流山市は税収のうち個人住民税に依存する割合が大きい。それだけ人口減が市政に影響を及ぼしてしまうと、市は危機感を持って取り組んだ」と語っておりました。そして、マーケティングについて売れる仕組みを作ることとして、1 つ目には自らの強みを知ること、そして 2 つ目には売り込みの対象を決めること、3 つ目には売る手段を考えるという 3 つの視点を強調しております。

まず、強みについて同市は、市内に森が多く残る上、エクスプレスで都心への利便性が高くなったと分析して、「都心から一番近い森のまち」を将来のイメージに掲げました。売る相手となる対象として、自治体の継続的な発展には子ども世代を含む若年層の人口増が不可欠で、同市は税金を納める能力の高さにも着目し、主に 30 代から 40 代の子どもがいる共働き世帯に照準を

合わせました。そしてこの世代を呼び込むための手段、つまり具体的な施策を講じました。住みたくなる町をどうアピールするか、同市は市全体のブランドイメージを高める戦略に乗り出しました。その1つが、「母になるなら、流山市」などのキャッチコピーを付けた家族写真の大型ポスターで、首都圏の駅に掲示していきました。専用の公式PRサイトも設け、今年の3月17日からは新たなポスターを展開する予定だそうです。観光地ではなく、自治体そのものをPRするサイトや広告はユニークな発想だと思います。

自治体のイメージを高めるブランド化の動きは全国的に活発になっております。浜松市の「出世の街 浜松」や宇都宮市の「住めば愉快だ宇都宮」、松山市の「いい、加減。まつやま」などが有名で、いずれも自らの特性や強みを吟味し、ブランド化を進めています。自治体の魅力を内外に発信するシティプロモーション、シティセールスを掲げた部局を持つ自治体もこの一、二年大幅に増えていると聞いております。地域ブランドなどに詳しい東海大学の河井孝仁教授は、「人口減少、高齢化などが進む中、自治体のマーケティングは行政にとって必須だ。顧客である市民に自治体の重要性を認識してもらえ」と述べております。

本市でも第5次総合計画後期基本計画で、重点戦略として「ストップ少子化・若者定住」戦略を掲げ、「子育て上手常陸太田」として市内外にアピールしておりますが、本市のイメージを高めるため、マーケティング手法を取り入れたブランド化についてのご所見をお伺いいたします。また、「子育て上手常陸太田」のサイトを専用PRサイトにして、常陸太田市子育て支援をアピールしてはいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

2つ目に、消防団についてでございます。

初めに、消防団の処遇改善と整備の充実についてお伺いいたします。近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて認識されております。

消防団は「消防組織法」に基づいた組織で全ての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や指導手当などが支給されております。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場にかけつけ対応に当たる地域防災のかなめであります。東日本大震災からまもなく3年になりますが、消防団員自らが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ大きな役割を果たされた姿には、大変頼もしく頭が下がる思いでありました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に改めて認識されました。

しかしその実態は厳しい現状であります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでおります。震災被災地のある団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと胸の内を明かす報道を耳にいたしました。

このような状況の中、昨年12月に消防団を支援する消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、長いので短くしますと「消防団支援法」が成立いたしました。そして同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、

消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。そこでこの法律の内容について、どのようにご認識されているのかご所見を伺います。

続きまして、消防団の退職報奨金・報酬・出動手当の引き上げについてお伺いいたします。「消防団支援法」を受けて、2014年度政府予算案には、消防団員の処遇改善や装備品、そして訓練の充実に一層支援するための予算が計上されております。その中の処遇改善で、退職報奨金が26年度4月から全階級で一律5万円の引き上げが盛り込まれております。本市の今後の計画をお伺いいたします。

また、報酬・出動手当に係る交付税措置額は、一般団員年額報酬3万6,500円、出動手当1回につき7,000円は据え置かれましたが、実際の報酬支給額は一般団員が平均で6割、出動手当については平均で約5割となっているのが現状であります。「消防団支援法」を受け、これらを引き上げるよう各自自治体に条例改正を強く働きかけていますが、本市の引き上げに対するお考えを伺います。

3つ目に、消防団の新たな装備充実について伺います。消防庁は、「消防団支援法」の公布、施行を受け、消防団の装備の基準を新たに見直しました。そして本年2月7日に改正して公示しました。その基準に沿って、本市として今後どのように対処されていくのかご所見をお伺いいたします。

大きな3点目に移ります。図書館利用の促進についてでございます。

本市の図書館利用促進の取り組みについてお伺いいたします。先日、驚くべきデータを新聞記事で読みました。大学生の4割が全く本を読まないことが、全国大学生生活協同組合連合会の生活実態調査によりわかったということでございます。調査は大学生協連が昨年10月から11月、全国30の国公立大学で実施し8,930人から回答がありました。1日の読書時間——電子書籍を含みますけれども——が平均26.9分、全く読まないゼロ分と回答した学生は40.5%でした。同様の調査は2004年以降行われていて、初めて読書ゼロが4割を超えたそうであります。まさに活字離れ時代の象徴的数字ではないでしょうか。読書の必要性は今さら述べるつもりはございませんが、幼いときから大人に至るまで本に親しめるように図書館の利用促進の取り組みを本市はどのように行っているのか、その現状をお聞きします。また、図書館の利用状況の推移はどのようになっているのかもあわせてお聞かせください。

次に、市立図書館、学校図書館への「読書通帳」の導入について伺います。市民に読書に親しんでもらう取り組みの1つとして「読書通帳」を導入する動きが各地で見え始めております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されております。

昨年9月に北陸で初めて「読書通帳」を導入した富山県立山町のシステムは、自動貸し出し機で借りた本のデータが併設する「読書通帳」機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸し出し日が預金通帳のように印字されるものです。自身の読書履歴が一目でわかることが読書意欲の向上につながっております。通帳は町内の小中学生には無料で贈呈し、その他の

利用者には1冊100円で販売しております。平成26年1月末現在の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内の小学生となっており、子どもたちから好評な取り組みとして利用されているそうです。

立山町の取り組みとしての特徴は、行政と学校が一体となって進めたことが挙げられます。町内の小中学校の教員に「読書通帳」の取り組みを理解してもらい、「読書通帳」を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかき立てることになり、より高い効果が期待できます。また、立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳制作費を負担してもらったり、地元団体から寄附を活用して「読書通帳」機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴であります。

現在、各自治体において図書館利用の推進を図るため、地域の特色を生かしたさまざまな取り組みが行われていますが、「読書通帳」の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みの1つとして推進できるものであると考えられます。市立図書館、また学校図書館への導入についてのお考えを伺います。

最後に、大きな4つ目で、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

最初に、地域包括ケアシステムの構築についてでございます。団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することは、超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。

政府の来年度予算案や今年度の補正予算には、小規模特別養護老人ホームなどの施設整備の促進や、認知症の患者、家族を支援する施策など、同システムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。こうした予算を活用し、いかに地域に合ったシステムを築いていくのかは、本市の取り組みにかかっております。今国会には、ケアシステムの関連法案も提出されております。そこで今回の介護保険制度の改正案について、その内容の概略と大きな改正点についてお伺いいたします。

続きまして、認知症対策の推進についてでございます。今回の介護保険制度の改正案には、認知症施策の推進について、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の設置などが挙げられております。本市の現在の認知症対策とこれらを踏まえた今後の展開についてお伺いいたします。

3つ目に、本市の介護給付と保険料——これは第1号被保険者の保険料でございますけれども——の推移について伺います。介護保険制度は地域保険であり、住んでいる市町村が保険者として制度を実施しております。65歳以上の第1号被保険者が納める介護保険料も市町村が3年ごとに介護保険事業計画を策定し、それぞれの地域における3年間の保険給付費の見込みに基づき具体的な額を定めております。保険者である自治体ごとに保険給付費の一定割合——全国平均は18%だそうです——を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うこととしております。

地域における保険料と給付水準は深い関係にあります。1号被保険者の保険料基準額は現在5

期目であります。毎期ごとに上昇しているのが現状であります。このままの推移でいくと2025年の第9期計画での1号被保険者の保険料の基準額は、本市ではどの程度であると予測されているのか、3期目からの推移とあわせてお示しください。また、ご所見を伺います。

続きまして、本市の特性に応じて作り上げる地域包括ケアシステム構築について伺います。地域包括ケアシステムについては1つの正解があるものではなく、それぞれの地域の特性に応じてさまざまな姿があるものであり、ほかの地域の政策例も参考にしながら、それぞれの地域で考えて地域の自主性に基づいて作り上げていくものと理解をしております。

地域包括ケアシステム構築のプロセスは、介護保険事業計画の3年ごとのPDCAサイクルであり、2025年までに4回のサイクルを回す時間があります。一步一步進めていくことが重要だと考えます。本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築についてどのような形をイメージされているのか、また、これから取り組むに当たっての諸課題についてどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 市全体のブランドイメージを高める戦略についてのご質問にお答えいたします。

議員のご発言にございました流山市は、「母になるなら流山市」というキャッチフレーズのもと、民間のノウハウを生かしたプロモーション活動を積極的に推進することで着実に人口増加を達成しております。市を取り巻く環境は全く異なりますが、若者・子育て世代の定住対策を推進している本市にとりましても大変参考になる取り組みであると承知しております。

施政方針にもございましたように、本市の最重要課題は何と申しましても少子化・人口減少対策でございますので、「子育て上手常陸太田」の取り組みを進める視点から市のブランド化に向けた取り組み、考え方などについてお答え申し上げたいと思います。

本市ではこれまで庁内の関係課等で構成される少子化・人口減少対策プロジェクトやワーキングチームなどで議論、検討を重ねながら施策内容の充実を図るとともに、市の取り組みを市内外に広く発信するために、新聞やタウン誌、若者世代に購読されている雑誌やフリーペーパーなどに広告記事を掲載してまいりました。

また、平成24年度からは、子育て中のお母さん方の視点や民間事業者のノウハウを生かして、市の取り組み内容などを紹介するパンフレット「子育て上手常陸太田」を制作するとともに、そのデザインを活用してポスターを作成し、JR常磐線や水郡線車内に掲出したり、あるいは水戸・日立市街地を運行する路線バスや、また高速バスへのラッピング広告を掲出するといった取り組みなどを行ってまいりました。

さらに、パンフレット「子育て上手常陸太田」の制作にかかわった子育て中のお母さん方やコミュニティカフェを運営されている市民の方々を中心となって「子育て上手常陸太田推進隊」が結成され、口コミによるPR活動が展開され、それらが新聞紙上で紹介されたことなどにより、

若者や子育て世代の定住対策を積極的に推進している常陸太田、子育てに優しい、子育て支援策に手厚い常陸太田のイメージが少しずつではありますが広がってきているものと感じております。

しかしながら、取り組みの成果がまだ人口指標などにあらわれてきている状況にはございませんので、「子育て上手常陸太田」の取り組みを常陸太田市民はもとより、近隣自治体住民などを対象に積極的に広報、PRを展開していく必要があると考えておりまして、今年度及び来年度において、県の震災等緊急雇用対応事業を活用した取り組みを進めることとしております。

本年度は、「子育て上手常陸太田」のマスコット「じょうづるさん」を核としたさまざまなプロモーション活動などを展開することとしておりまして、新聞報道等で既にご承知のことと存じますが、先般「じょうづるさん」の着ぐるみやポスター、チラシ、のぼりなどを制作いたしました。近く水戸市近郊などの街頭での広報活動を予定しておりまして、さまざまなイベント等に参加し、「子育て上手常陸太田」の取り組みを内外に積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、来年度につきましても、「じょうづるさん」や「子育て上手常陸太田推進隊」を活用したプロモーション活動を積極的に推進するとともに、子育てに優しい常陸太田をつくる啓発事業などにも取り組むことで常陸太田市のブランド化を図ってまいりたいと考えております。

専用PRサイト設置のご質問にお答えいたします。本市の少子化・人口減少対策の取り組みにつきましても、「子育て上手常陸太田」の専用サイトを平成24年10月に立ち上げまして、市民の方々にわかりやすく当市の子育て支援に対する施策等について紹介するよう努めております。本年度の震災等緊急雇用対応事業の取り組みにより、さらに子育て中のお母さん方や市民の皆様にも、より親しまれ活用されるサイトになるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 消防長。

[福地壽之消防長 登壇]

○福地壽之消防長 消防団の処遇改善と整備の充実拡充についてのご質問にお答えいたします。

初めに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律についてでございますが、この法律は、阪神淡路大震災や東日本大震災という未曾有の大災害の経験を踏まえ、近年多発する局地的な豪雨、豪雪や台風、地震などから住民の生命、身体及び財産を守る地域防災力の重要性が増大している一方で、少子・高齢化の進展、被用者の増加、市外勤務等の多くの住民の増加などの社会情勢の変化により、防災活動の担い手を確保することが困難となっていることに鑑み、住民の積極的な参加をもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全に資することを目的として、昨年12月13日に公布、同日施行されたものでございます。

なお、主な内容といたしましては、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在である消防団の充実強化、国及び地方公共団体による消防団への入団の促進、公務員の消防団員兼業の特例、事業者、大学等の協力、消防団員の処遇、装備、教育訓練の改善等の消防団活動の強化、地域における防災体制の強化となっております。当市といたしましてもこの法律の趣旨のもと、さらなる消防団活動の充実強化に努めてまいります。

次に、退職報奨金、報酬、出動手当の引き上げについてでございますが、退職報奨金につきましては、今年度中に国で引き上げの政令改正が行われる予定になっておりますので、これに合わせて常陸太田市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の改正を26年度の早い時期に行いたいと考えております。

また、報酬等につきましては、マスコミ等で発表される地方交付税措置の基準額では、団員の年報酬が3万6,500円となっておりますが、現在当市では1万8,000円、出動手当も1回7,000円のところ1,600円と大きく下回っているところでございます。

基準となる地方交付税措置につきましては、人口10万人当たりで標準的に積算され、標準団員数は10万人当たり563人となっております。これには面積等は考慮されておられません。この基準から当市の人口で団員数を算出しますと約300人となりますが、当市は県内で最も面積が広く、河川や山間地域があり居住地も広く点在するなど複雑な地域特性があるため、市民の生命、財産を守る団員数を定数で987人と定めており、地方交付税措置と比較しますと3倍強の団員となっております。このため、地方交付税措置の金額との差が出てきているところでありますが、今後の社会情勢などを踏まえながら、見直しにつきましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、消防団の装備の充実についてでございますが、消防団の装備に関する基準が今年の2月7日に改正され、安全のための装備、情報通信機材、救助資機材等の整備充実を図ることが定められました。当市におきましては、既に消防団員全員に対して安全ヘルメット、編み上げ長靴を支給しており、1級河川を管轄する消防団には救命胴衣の配布も行っております。また、通信機器の整備につきましては、26年度に車両積載無線機のデジタル化の整備と合わせまして、携帯無線機の整備を行うこととなっております。さらに消防団車両の更新時には、簡易的ではありますが救助資機材の整備も行っているところでございます。今後、当市の消防団活動の状況を踏まえて、必要な資機材につきましては計画的に整備を行い、消防力の強化と団員の安全確保に努めてまいります。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 本市の図書館利用推進についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市の図書館の利用推進の取り組みにつきましては、子どもを含む市民の皆さんが本に親しむことのできるきっかけとなるような各種事業を開催して読書の啓発を図っているところであります。主なものといたしましては、毎月5回実施している幼児対象のお話し会やハンディキャップのある方への読み聞かせ会、大人のためのお話し会、図書館祭り、小学生対象の読書感想画コンクール、小学生の1日図書館員、中学生の職場体験の受け入れやブックトークなども実施しております。また、今年度新たに大学生に企画運営をしていただいて、好きな本を紹介し合う、どの本が一番読みたくなるかを競う「ビブリオバトル」を新たに実施したところであります。

特に本は幼少の早い時期から親しむことが大切でありますので、平成22年度からゼロ歳児健診のときに赤ちゃんに本を差し上げるブックスタート事業を実施しております。また、来年度か

ら親子が気がねなく図書館を利用できる「赤ちゃんタイム」を導入することといたしております。

今後ともこれらの事業等を充実するとともに、市のお知らせ版や図書館のホームページ等で事業や本の紹介などをして、市民の皆さんが本を読む楽しさを味わうことができるよう一層の利用推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立図書館の利用状況の推移につきましては、平成19年度には21万3,000冊で、市民1人当たり3.5冊、平成22年度、23年度は1人当たり3.6冊、平成24年度は20万3,000冊で1人当たり3.6冊となっており、1人当たりで見ますと同程度で推移しております。

次に、市立図書館、学校図書館への「読書通帳」の導入についてお答えいたします。県では小中学生が読書に親しんで豊かな心を育むために、「みんなにすすめたい一冊の本」推進事業を実施しており、本市の小中学校では読書活動に積極的に取り組んでいるところでございます。その際、読んだ本の履歴を記録することによって読書意欲を高めるため、手書きの読書記録カードの作成をするなどしているところであります。中にはパソコンで貸し出しの管理をして、借りた本の名前をプリントアウトしている学校もございます。

市立図書館や学校図書館において利用者個人ごとに借りた本の履歴が目で確認できる「読書通帳」の導入につきましては、「読書通帳」機1台の経費が約200万円から300万円程度と言われております。今後導入している図書館の状況等の調査を行い、図書館利用推進のために研究してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

[埴信夫保健福祉部長 登壇]

○埴信夫保健福祉部長 地域包括ケアシステムの構築についてのご質問から、初めに介護保険制度の改正案についてのご質問にお答えいたします。

改正の流れから申し上げますと、社会保障制度改革国民会議が平成25年8月6日にまとめた報告書を受けまして、社会保障審議会介護保険部会が12月20日までに9回にわたり審議を行ってまいりました。この中で、次期介護保険制度改正の方向性を示す介護保険制度の見直しに関する意見書を取りまとめたところであります。これを受けまして厚生労働省では、部会がまとめた意見書をもとに、次期介護保険制度改正の内容を決定し、通常国会に「介護保険法」改正案を提出しているところです。今回の制度改正案の概要につきましては、制度の持続可能性の確保を図るため、制度の充実と重点化、効率化、負担の見直しを一体的に行うものであります。

制度の充実といたしましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、在宅医療、介護の連携推進、認知症施策の推進、生活支援介護予防の充実を図ることとしております。また重点化、効率化として予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行いたしまして多様化させること、特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上にすることとしております。

費用負担の見直しにつきましては、低所得者に対する保険料の軽減を図ること、サービスの利用者負担では、1割負担を一定以上の所得のある方について2割負担とすることのほか、低所得者の施設利用に係る食費、居住費を補填する補足給付の要件に一定以上の預金等の資産要件が

追加される状況になっております。

次に、認知症に関する施策の推進についてでございますが、現在、当市では認知症サポーター養成講座を開催しまして、認知症に関する知識の普及、啓発に取り組んでおります。内容といたしましては、認知症の専門知識を持つ認知症介護アドバイザーにより、介護者となる家族や地域住民が認知症を正しく理解し、状況に応じて適正に対応できるよう講座を開催しているものでございます。また、相談の体制といたしましては、地域包括支援センター及び各地区の在宅介護支援センター、在宅介護支援事業所での相談、支援により対応しているところでございます。

今回の改正では、今後認知症高齢者の増加が見込まれることにより支援体制を充実することが重要であることから、各種サービスの連携支援や相談業務を行う認知症地域支援推進員及び専門委員を育成しまして、認知症が疑われる方の家庭を訪問して家族をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を配置し、初期の支援を集中的に行うことになっております。これらにつきましては、平成26年度に作成いたします第6期事業計画の中で十分に検討して対応していくこととしております。

次に、本市の介護給付費と第1号被保険者の保険料の推移についてお答えをいたします。

まず、介護給付費でございますが、第3期初年度の平成18年度は33億8,676万円でございますが、第4期初年度、平成21年度は38億9,117万円、第5期計画初年度になる平成24年度におきましては43億9,597万円ほどとなっております。3期計画の初年度と比較しまして、約29.8%ほどの伸びとなっております。

次に、第1号被保険者の保険料でございますが、基準月額保険料といたしまして、平成18年度から20年度までの第3期計画では3,650円、21年度から23年度の4期計画については同額でございました。24年度からの第5期計画では4,240円でございますので、16.2%ほどの伸びとなっております。

なお、国におきましては、高齢化の進展により2025年には、保険料基準額が現在の全国平均4,972円から月額8,000円程度に上昇することが見込まれております。当市におきます2025年の高齢者人口につきましては1万9,054人と推計しておりまして、2013年の1万6,933人と比較して2,061人、12.1%ほど増加するものと推計しております。また、介護の認定率を申しますと、現在16.7%、要介護等認定者数が2,884人であることから、現在の認定率で推移した場合、2025年の要介護認定者数は3,230人程度になるものと推計しております。

今後におきましても、介護給付費の伸びを抑え保険料の上昇を抑制するため、できる限り要介護状態の移行を防止するために介護予防の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、2025年の第9期計画の保険料につきましては、今後における制度改正の内容が未確定であることから、現時点では推計は行ってございませんのでご理解いただきたいと思います。

次に、本市における地域包括ケアシステム構築につきましてのご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目標といたしまして、要介護状態になっても自宅で生活ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の提供が

できる形を作り上げていくものとなっております。地域包括ケアシステムを進めていく上で特に医療と介護の連携が重要となっておりますので、今回の制度改正において、在宅医療、介護連携の推進に係る事業が地域支援事業に組み込まれているところでございます。

当市におきましては、平成25年度より県のモデル事業といたしまして、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるところでありまして、現在市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、医療関係業種と介護関係業種のほか関係機関からなる協議会を作りまして、お互いの顔が見える関係づくりとなる土台作りを行っているところでございます。平成26年度は在宅医療・介護の連携のための具体的な仕組みづくりのため、課題の抽出及び解決策の検討を進めてシステムの構築に取り組み、次期計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 深谷議員。

〔5番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○5番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございます。それでは再質問に移りたいと思います。

初めに、本市のブランド化についてであります。ご答弁で大体理解いたしました。市長と一緒に「じょうづるさん」が新聞に載っているのを見たんですけども、「じょうづるさん」の立ち位置は、いわゆる「くまモン」とか、そういった市公認のゆるキャラとしての立ち位置でよろしいのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。いわゆるゆるキャラではなく「子育て上手常陸太田の宣伝部長」ということで、あくまでも「子育て上手常陸太田」をPRしていくためのマスコットという位置づけでございます。現在のところはそういう位置づけですけども、今後どういう形で発展していくかというのは状況を見ながらということでございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。ゆるキャラではなくてマスコットということありますけれども、宣伝部長ということ、本当に今後幅広く活動していただきたいなと期待しております。

ところで、若い世代の方が何かを探すときに利用されるのがスマートフォンで、そういったスマホ専用のサイトというのは非常に重要になってくると思うんです。まだ常陸太田には専用サイトがございませんけれども、今どのような状況になっているのでしょうか、お聞きします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。まず、常陸太田市のホームページにつきましては、今年度中にスマートフォンに対応する形で作業を進めています。また、「子育て上手常陸太田」のPRサイトをスマートフォン対応にするかどうかという観点については、まだ検討中でございます。いつまでにどうなるということはお答えできないんですけども、検討はしているという状況でございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。スマートフォンの利用率は非常に高いわけでありまして、そこからの情報というのは非常に有効だと思いますので、ぜひとも今後取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、消防団についてでございます。消防団の処遇改善につきましては条例改正がございますけれども、新しい年度早々には取り組むということでもありますので、ぜひとも退職報奨金の件は速やかに取り組んでいただきたいと思います。

また、報酬・出動手当の引き上げについてでございますけれども、先ほどのご答弁を伺いますと、本市は5万3,000人と仮定して約300人分の交付税措置しかされていないということで、なかなか交付税単価の3万6,500円には難しいというご答弁であったと理解しております。これから算定すると1万1,000円が精いっぱい、市で頑張って1万8,000円にしておりますということなのかなという気がいたしました。

そしてまた、出動手当の交付税単価は7,000円で、これも計算上の出動単価は約2,100円でいいのかなと思うんですけれども1,600円ということで若干低くなっていると。報酬もそうですけれども、ぜひ出動単価も速やかに努力していただきたいなど。報酬と同じような基準で考えると2,100円ぐらいまでは頑張れるんじゃないかなという気がいたします。いずれにしましても、この部分は大事な根幹になってくると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

現在、全国的に報酬がないところもあると聞いております。法律ができて、そのところも今後は報酬を出すような動きが出てきているということをお聞きしております。そしてまた、単価も上げていくという状況も徐々に増えてくると考えられますので、ぜひとも本市としてもご努力をお願いしたいと考えております。

次に、新たな装備充実についてでございますけれども、先ほど余り詳しくなかったのが残念でしたが、携帯無線機の整備を車両のデジタル化に合わせて行っていくというご答弁がございました。その携帯無線機はどのぐらいの数の整備を予定されているのかお聞きしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。消防長。

○福地壽之消防長 来年度予算に提出させていただきましたが、1車両につき1台ということで考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。非常に少ないなという印象ですけれども、新たな装備基準でいきますとどのぐらいになるのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。消防長。

○福地壽之消防長 今回の予算では前もってやりましたのでその数になっておりますが、新たな基準でいきますと1車両につき3台以上という形になります。しかしながら、実際に消防本部では1車両につき携帯無線1台の運用をしておりますので、同じような形で運用していきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) ありがとうございます。消防団の装備の基準の改正概要を見ますと、携帯無線機の必要配備数というのが、あくまでも書類上ですけれども、明確に「班長以上の階級にある消防団員数」ということになっております。班長以上では200名以上になるかと思うので、かなりの数になってくるなという気がしております。

また、その他救助活動用の資機材、これも詳しく載っていなくてご答弁になかったものですから、簡易的な救助用資機材の整備を行っていかれるということでもありますけれども、具体的にどのようなものが整備されていくのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。消防長。

○福地壽之消防長 先ほどお話しいたしましたのは、現在のところ簡易的な救助資機材——平バールとかボルトカッター、トラロープ等が一式になって持ち運びのできるレスキューキット——を新しく更新した車両に積載しておりますが、実際に今回できました消防団の装備の基準の中ではAED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ等が盛り込まれておりますので、今後の整備の中で実際の運用の仕方を消防団と話し合いながら、地域によって必要な資機材を整備していきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) ありがとうございます。昨日も災害のお話がありました。やはり想定外の災害が起きるということを想定して、大規模災害に対応するためのチェーンソーとか油圧ジャッキとか、油圧カッターとか、切断機とか、山林を抱えている本市でありますので、そういった機材の充実に努めていただきたいと要望いたします。

続きまして、図書館利用促進についてでございます。研究課題ということでありますけれども、これは前向きな研究課題でよろしいのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 研究課題でございますけれども、「読書通帳」の導入については、まずは導入している各自治体にどのような効果があったかを十分に精査していきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) ありがとうございます。「読書通帳」の効果は非常に大きいと考えております。文部科学省でも授業委託をしているICTを活用した「読書通帳」による「読書大好き日本一」推進事業がありまして、その実績報告に、調査対象として中学校が導入したところ、学校図書館への来館者が3倍に増えたという記載があるぐらいです。このため、小中学校に無償で通帳を配布している自治体もたくさん出てきてまして、夏休みになると図書館に配置された機械の前に並ぶところもあるということです。予算の関係もあるかと思っておりますけれども、予算をかけない方法でぜひとも努力していただきたいと思っております。要望しておきます。

続きまして、地域包括ケアシステムでございますけれども、私もいろいろ読みまして、具体的なイメージはなかなか難しいなという気がいたしております。

その中で介護保険制度の改正でありますけれども、要支援者の予防給付の見直しが訪問介護と

通所介護に限って地域支援事業に移行するというのは、ある意味サービスが低下するのではないかとこの危惧がささやかれるところもあります。やはり今まで長い間行っていたことを変えるというのは不安になるのが人の常だと思えますけれども、その辺のところをお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 介護保険の制度の関係でございますが、制度が始まりまして一定程度の期間が経過してくる中で、介護を受ける側の環境も若干変わってくるのかなということでもあります。現実的には、単身高齢者の増加、それから、支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中で、地域での生活を継続するために、そういう人たちの多様なニーズに答えていくことが必要になってきたという状況だと思います。

訪問介護や通所介護につきましては、そういう中で高齢者のさまざまな生活支援のニーズ、社会参加のニーズに答えていくために、多様な主体による柔軟な取り組みによる効果的・効率的なサービスの提供、それから新しい総合事業ということで、その提供に対する事業を創設していくということでもあります。

そのような中、国では市町村において円滑な事業を実施するためのガイドラインを「介護保険法」に基づいて指針として作成する予定になっておりますので、これらのシステムができ上がりますと、今まで「介護保険」は全国一律のサービス内容であったわけでございますが、訪問介護や通所介護におきましては、これまでの介護事業所による既存のサービスに加え多様なサービスが提供されて、利用者についてはサービスを選択する幅が広がっていくものと考えられているところでございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。要支援者については、やはり配食とか見守り等の多様な生活支援サービスが必要であります。本当に生活支援の多様なニーズに答えるためには、介護事業所以外にもNPOや民間企業、またボランティアなどで多様な事業主体による多様なサービスを充実していくことが効果的で効率的だということご答弁だと思います。そういった理解をしております。この制度に対しての本市の取り組みを期待して、私の一般質問を終了いたします。

○後藤守議長 次、22番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から11日で3年を迎えます。原発事故は収束どころか放射能汚染水漏れなど危機的な状況にあります。福島では14万人が避難生活を余儀なくされており、被害はいまだに拡大している状況です。今、原発ゼロを求める声はどの世論調査でも七、八割に上っております。ところが安倍政権は原発を「重要なベースロード電源」と位置づけたエネルギー基本計画を3月中に閣議決定して、夏にも原発の再稼働を強行する構えを見せておりますが、原発を恒久化することは絶対に許されません。

経済情勢はどうか。政府は消費税増税前の駆け込み需要や国土強靱化で景気の回復や雇用の創

出を演出していますが、これらはあくまで表面的なもので、国民生活の現状は何ら変わらず、それどころかますます厳しさが増しているというのが実態だと思います。大企業の内部留保はとまるところを知らず、今や272兆円、大企業がもうかれば中小企業へ波及し、全ての国民の暮らし向上へつながるというトリクルダウンを過去の政権が行い、既に破綻した理論であること、これはもはや常識となっております。今一番に取り組むべきは、働く人々の賃上げです。庶民には増税、大企業には前倒して復興特別法人税の廃止と法人税減税を行っております。このような逆さまのことがまかり通ってよいのか、私は強い怒りを感じずにはられません。

4月からの消費税8%への引き上げで8兆円、社会保障の負担増、給付減と合わせて10兆円の国民への負担増が目前に来ております。これは私たち国民にとっていまだかつて経験したことのないほどの負担増であり、働く人々の賃金が下がり続けている状況での負担増です。本市の市民にとっても厳しい状況となることは必須だと思います。私は住民の暮らしと命を守る立場で、最初に市長の施政方針について質問をいたします。

市長は施政方針の冒頭で、「一昨年の政権交代による新たな経済政策などにより」ということで経済の動きを述べ、そして「ようやく20年近くに及ぶデフレを乗り越え、日本全体に明るい兆しが見え始めた1年だったと感じている」と述べておられますけれども、私はアベノミクスの円安と株価上昇の恩恵を受けたのは一部の大企業と株を持っている一握りの富裕層だけだと思います。

消費税の税率が引き上げられる4月1日が目前に近づいてきた中で、物価は上がり続けているのに収入は増えず、暮らしは立ち行くのか、仕入れにかかる消費税分は増えてもそう簡単に値上げはできそうにない、結局は身銭を切ることになるなど、国民の暮らしと営業について明るい兆しどころか不安は募るばかりです。年金も段階的に削減される計画で、高齢者はこれではとても暮らしていけないと叫びを上げております。市民生活や事業所の状況の実態をどのようにご認識されているのか伺います。

少子化対策として、第3子以降の保育園・幼稚園の保育料の無料化などの経済的支援を継続するなど、これは評価できますけれども、一方で市立愛保育園の指定管理者制度の導入、社会福祉法人による新規保育園の開園の支援、また、老朽化の進む公立保育園の整理、統合、そして適正配置を計画するとあります。私は、公立保育園には子どもの受け入れを保障する役割、市の保育水準の維持向上を示す役割、地域における子育て支援事業の協力、連携機関としての役割があると思います。自治体が責任を持つことが私は重要だと思っております。公立保育園の今後のあり方について、どのようにお考えか伺います。

新たな産業育成や雇用の確保についてです。木質バイオマス発電所が開始されるということも触れられております。もちろん企業誘致を促進することも大事なことですけれども、また一方で本市の豊かな自然条件を生かして、小水力発電やバイオマス発電など自然エネルギー活用をさらに進めて地域経済の活性化に結びつくような取り組みが必要だと思いますが、この点でご見解を伺いたいと思います。

自然エネルギーの活用の促進で、先進地と言われるところの取り組み事例が出されております

けれども、私は先進地の調査などを積極的に行って、雇用対策とあわせた循環型社会への推進を求めたいと思いますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

複合型交流拠点施設についてです。平成28年オープンを目指して、新年度予算の中で用地取得や造成工事の着手などに取り組むと述べられております。2014年度の新年度予算ですけれども、一般会計で230億4,000万円、前年度比9,200万円、0.4%の減で、本市は合併算定がえの経過措置終了により、今後地方交付税の減額が見込まれる中で、職員数の削減や事務事業の見直し、経常的経費の削減を行うことを強調しておりますけれども、厳しい財政状況のもとでと言いながら、その一方でこのような大規模の公共工事、複合型交流拠点施設の予算が出されているわけですが、この施設の運営母体となる第3セクターの事業主体となるところもこれからだというような中で、複合型交流拠点施設のハード面をどんどん進めることについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

私は人口減少と高齢化社会にふさわしいまちづくり、暮らし・福祉・防災などの施策を拡大することが今必要なことではないかと、そういうところにしっかりとした予算配分が大事なのではないかと思いますけれども、このような点につきましてご見解を伺います。

2番目に、放射能汚染から子どもと市民・地域を守ることにについて伺います。

1点目は、東海第二原発についてです。

最初に、再稼働の動きについて伺います。2月25日、NHKはニュースで次のようなことを報道しました。「日本原子力発電は、原発の安全性を確認する国の安全審査を申請する前に内容を説明するとした覚書を来週にも立地や周辺の11市町村と交わすことになった。覚書の締結は来月5日を軸に調整が進められていて、日本原子力発電は市町村に説明した上で、運転再開を目指して来月中にも審査を申請したい考えだ」、このような内容でした。

私はこのニュースを聞きまして、これは大変だと。住民の福祉の増進を図り、命・財産を守るべき地方自治体は、避難計画ができていない中で再稼働の準備、安全審査申請を行うこと、これは絶対認めてはならないと、先月28日に、市長に次の3点について原電に対し明確に主張されることの申し入れを行いました。

この3点ですけれども、1点は、当初原電に求めた安全協定を見直し、枠組みを拡大することを最優先課題として早急に実現すること。2つ目に、安全審査申請は再稼働の準備そのものです。原電の濱田社長は、「発電の企業である以上、再稼働を考えるのは当然」と述べております。現時点で覚書の締結は行わないこと。3点目に、東海第二原発の過酷事故時における避難計画ができない中で安全審査申請は絶対に認めないこと。以上、この3点です。

2日前の5日に、原子力所在地域首長懇談会と県央地域首長懇話会と日本原電との間で覚書を締結いたしました。日本原電は、原子力安定協定の枠組み拡大を先送りしつつ、今月中にも原子力規制庁に安全審査の申請を行おうとしております。私は、全市町村長が結束して原子力安全協定の枠組み拡大の実施を日本原電と県に求めること、そして日本原電の安全審査の申請については、再稼働への明確な一歩であり、申請について反対を表明することを求めますけれども、市長のご所見を伺います。

次に、避難計画について伺います。私は昨年9月議会でこの避難計画について質問いたしております。そのときの答弁では、「県から避難方法やルートなどの具体的なシミュレーションが示されていない。今年度中に計画を修正することになっているので示された時点で分析し判断していく。他市町村や他県にもまたがるものであり、市独自の策定は困難だ。県や周辺自治体と足並みをそろえて策定を進めていく」このような内容の答弁でした。

県における何回もの説明会がありますけれども、本市の避難先は牛久市で5万4,800人という避難計画でありましたが、せんだっての説明会で避難先が牛久市ではなく県外だと伺っております。現在県からどのような避難計画が示されているのか、またそれに基づいて本市での策定はどのように取り組まれているのか伺いたいと思います。

2点目は、子どもの甲状腺検査についてです。私はこれまで2回、甲状腺検査の実施を取り上げてきましたが、残念ながら実施に至っておりません。市の見解は、「福島県や県内の先行自治体での被曝量の検査で線量が十分低かったので、県から子どもたちの健康診査は実施する必要がないとの考えが示された。今後、国・県から示される施策や基準並びに県内各自治体の動向を注視しながら適時適切に対応していく」と、このような答弁が繰り返されてまいりました。放射線量は低ければ低いほどいいというのは常識です。またこれまで、広島・長崎の被曝調査もチェルノブイリ事故後の健康被害調査も十分ではなく、結果として被曝に関してはわからないことが多いというのが今日の正しい見識となっております。

実際、福島原発事故によって高い放射線量を検出しております。本市では原発事故後の3月22日に、浄水場の採取分から放射性ヨウ素が1キログラム当たり245ベクレル検出されたことが明らかになり、乳児の飲料を控えるよう市民への要請があり、そして本市ではペットボトルの水を配布したわけです。あのとき我が子にどれだけ放射性ヨウ素を被曝させてしまったのか、そして甲状腺に異常を生じていないかなど、子どもの健康に不安を持つのは当然です。

県内では東海村、北茨城市、高萩市、かすみがうら市、常総市、龍ヶ崎市で甲状腺の検査を行っています。異常が見つかるかどうかはこれからと言ってもいいと思います。異常なしとわかれば安心でき、いつまでも不安を持ちながら生活しなくてもよいのです。子ども・市民の健康を守るために市独自の判断をすべきなのではないでしょうか。子どもの甲状腺検査の実施を求めます。

3点目に、指定廃棄物最終処分場問題について伺います。

指定廃棄物最終処分場については、環境省が県指定廃棄物処理促進市町村会議を開催しており、昨年12月25日の3回目の会議では、福島第一原発事故に伴う指定廃棄物最終処分場の建設に向け、候補地の選定手法などについて示し、前回の市町村長会議で出された意見について、その対応の方向性などを説明しております。しかしこれまでの会議同様に、1カ所に集約せず、現状の保管施設を長期間継続させる声がやまないことなどから、国では首長に対するアンケートなどを行いながら意見の傾向を尊重した方向づけを行う考えを示したそうではありますが、市長は、市町村長会議でどのような発言をされているのか、また、国のアンケート調査にどのように回答しようとしているのか、この2点について伺います。

3番目に、組織機構の改革問題について伺います。

2月21日の全員協議会で、組織機構改革についての説明が初めてありました。わずかな時間の中での説明で、私は機能のイメージを十分描くことができませんでした。たいていの考え方がですが、一般に着手するという上においては、市民にわかりにくい、市民の意見が施策に反映しにくい、効率的な組織運営、施設運営になっていない、責任や権限が不明瞭になっている、同じような事業を複数の組織で行っている。こうした問題点を解消するために改革を行うのだと思います。見直しのための調査分析や検討など、スケジュールを決めてこれまで進められてきたと思いますけれども、議会への説明が実施1カ月前、ぎりぎりの説明では大変遅いと思います。これについて一言ご見解を伺いたいと思います。

組織の機能としては、市民サービスの向上、行政運営の簡素化・効率化、市民と情報を共有し、市として透明な意思決定と施策の推進が実現できるのかが求められてくると思います。組織機構改定の具体的な考え方と改定の内容、例えば支所統括の権限というのはどのようなものがあるのか、また駐在職員とは……、このようなことについて伺いたいと思います。

また、改革の中の防災対策課、農政部、商工観光部の新設については了解しておりますので答弁は結構です。

4番目に、子どもの医療費について伺います。

高校卒業までの医療費無料化助成の拡大についてです。本市は現在、市独自で中学生まで所得制限がなく現物支給で医療費助成が実施されて、子育て家庭への支援が進められております。私は昨年6月議会で、医療費助成を拡充して高校卒業までの医療費の助成を行って、総合的に子育ての世代をしっかりと支える制度の充実を求めてきました。このときの答弁は、「今後県及び県内市町村の動向を注視しながら適時適切に対応していく」ということでした。

県が新年度予算の中で、10月から中学3年生までの医療費一部助成の方針を明らかにしております。県の助成拡充を受けて、さらに本市で一步進めて高校卒業まで医療費無料化の助成拡充を求めます。3月6日付の茨城新聞の1面に、古賀市で若者定住を促進するため、新年度10月から医療費助成を18歳まで引き上げると、県内では初めてだということで報道されましたけれども、古賀市に負けずに子育て支援をしっかりと行っていくために、子どもの医療費、高校卒業までの助成の拡充についてお伺いをいたします。

5番目に、全国学力テスト問題について伺います。

文部科学省は昨年11月29日に、平成26年度の全国学力テストの実施要領を公表いたしました。これまで調査結果について個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないこととしておりましたが、今後は教育委員会自らが設置管理する学校の状況において、それぞれの判断において公表することは可能として、市町村教育委員会が学校別の結果を公表することや都道府県教育委員会が市町村教育委員会の同意を得て、市町村別や学校別の結果を公表することを認めると発表いたしました。

文科省の方針を受けて県教育長は、3月3日の茨城県議会での一般質問にこのように答えております。「市町村教育委員会と十分協議し、同意を得た上で必要に応じて学校名を明らかにして公表することも検討していく」と、これは模範校を公表する方針を明らかにしております。そし

て各市町村教育委員会による学校別の成績公表については慎重な対応を求めた、このような報道がありました。

そもそも全国学力テストは、子どもたちのプラスになっているとは思えません。これは平成19年度から始まっておりますけれども、私は当初から、教育の目標は学力向上だけでなく子どもたちが人格形成を図っていくことにあり、全国学力テストは学校の序列化、点数主義に結びつき、教育現場にも無用の混乱を持ち込むと指摘し反対をしてきました。ましてや学校別の結果公表は過度の競争や序列化をあおりかねず、本市においては今後も公表しないことを求めますが、ご所見を伺います。

6番目に、国の教育委員会改革問題について伺います。

安倍政権が進める教育委員会制度改革案は、憲法に即して教育の自主性を守るために作られた教育委員会制度の根幹を改変して、国、首長による教育支配を歯止めなしに拡大しようという極めて危険な内容となっております。

第1に、改革案は市長に教育行政全体についての対抗的な方針を定める権限を与えるとともに、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置・廃止、教職員定数、教職員の人員・懲戒の方針など、教育行政の中心的内容を首長に与えるとしています。これでは教育委員会は首長の下請け機関となり、首長がその気になればどこまでも政治介入できるということになってしまいます。

第2点に、改革案は教育長について、市長が直接任命、罷免するとしております。現行法では、教育長は教育委員会が任命し罷免もできますが、この仕組みを変えて教育長を市長の直属の部下にしようというものです。

第3点目に、改革案は文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求などの権限を強化しております。現行法では、教育権の侵害が明瞭な場合でしか是正要求が出せないとされておりますが、改革案はそれ以外の場合でも是正要求が出せるとしています。

このような改革案は、教育委員会から実質的権限を奪い、教育への無制限の権力的介入、支配への道を開くものとなっております。こうした内容が具体化されれば、首長がかわるたびにその一存で教育現場が振り回されるという混乱が起こり、子どもたちがその最大の被害者となってしまいます。

国民は、首長の政治的考え方で教育を左右することはやめてほしい、教育委員会はいじめや体罰に責任を持って対応してほしいと思っております。そうした大多数の国民の願いに沿った制度の民主的改革こそ私は求められていると思います。

3月2日付の茨城新聞に、「教育委員会改革、政治的中立が危うい」という見出しで論説が載っております。この中には、「政治から距離を置き、住民の多様な声を教育現場に反映させる教育委員会の仕組みをもっと生かしたい。学校や地域社会との連携など、運用面の拡充策を熟議すべきだ。制度をいじる前に教育は誰のためにあるのか改めて考えたい」と結んでありました。国の教育委員会制度改革について、教育長のご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 市長の施政方針につきましてご質問いただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、日本経済の動きと地域の実態についてのお尋ねがございましたが、我が国の経済情勢につきましては、株価の上昇、そして雇用状況の改善が見られるなど日本再興に向けて明るい兆しが見え始めたと申し上げます。しかし一方で中小企業、あるいは農林水産業におきましては円高により、逆に燃料や輸入資機材の高騰で経営が圧迫されていることも実態でございます。

範囲は狭いですが、常陸太田市内に目を向けてみますと、このところ工業団地におきましては、1つには木質バイオマスの発電所の整備、あるいは岡田工業団地にある2つの企業におきましては、増産をするための設備整備等々が一部では完了し、さらに今整備中のところもあるという状況でございます。しかし、働く人への経済の恩恵という観点から見ますと、まだ我々の地方はその恩恵にあずかっていないのも事実でございます。

見方を変えまして、求人倍率等々について見てみますと、県内におきましては0.95が平均値でございます。県北は0.87ということで県平均より低いですが、この求人倍率については少しずつではありますがその数値が上がってきているのも事実でございます。

本市におきましては、この求人倍率の切り口から見ましても、その倍率が上がることは当然必要ですが、それよりもまして働く場所の分母となるものがもっとも大きくなることが何よりも大切だと思っております。したがって、本市においての少子化・人口減少が予想以上のスピードで進行しております。地域経済の活性化を図るためにも定住の促進、そしてまた交流人口の拡大が極めて重要な状況でございます。

企業誘致による雇用の確保、あるいは市街地の活性化には、当市内で買い物環境等をさらに改善していくための商業施設等の誘致についても力を入れる必要があると思っておりますし、居住環境の整備、あるいは子育て支援のより一層の充実を進めるとともに、複合型交流拠点施設の整備により当市の基幹産業である農畜産業を中心とした6次産業化を推進、あるいは観光の振興などに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2つ目の今後の公立保育園のあり方についてのお尋ねでございますが、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、ニーズ調査が終了いたしまして、現在保育事情を初め各種の子育て支援事業の需要量の推計を行っているところであります。今後は保育需要の推移を勘案しながら、民間保育園が新たに開設されること、そして子ども・子育て3法において、幼保一体化による新たな認定こども園制度が創設されたことを踏まえまして、施設が老朽化している公立保育園の統廃合を検討しながら当市の保育事業の一層の充実、効率化を図っていく考えであります。

3点目の再生可能エネルギーの普及促進についてのお尋ねでございますが、新たな環境基本計画に基づき、引き続き太陽光発電設備等を設置する世帯への設置費補助を強化、継続することに合わせまして、太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの有効活用について調査研究を進め、先進事例等を参考にしながら雇用の創出につながるような発電施設の誘致を推進

していく考えであります。

4点目の複合型交流拠点施設についてのお尋ねでございます。考え方として、財政的に逼迫しているのに多額の金を使って箱物をつくるのかというようなご発言もありましたけれども、今ファシリティマネジメントの方向づけといたしまして、何でもかんでも「スクラップ・アンド・スクラップ」でいくわけではなく、必要なものにつきましては「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方を入れながら進めていく必要があると思います。複合型交流拠点施設につきましては、農林畜産業の振興、あるいは交流人口の拡大を進めまして、地域全体の活性化を図っていくという目的から、所期の目的を達成することが何よりも肝要であると考えているところでございます。そのため、現在関係機関と連携を密に図りながら、各種農業施策、あるいは観光交流施策等に取り組んでいるところでございまして、これらの取り組みをさらに加速させて実行してまいりたいと考えております。

あわせて、この施設での1つの基本的な考え方としましては、地産地消を大きく狙っていきたいと思います。そのことによって市民の皆様が親しまれ、より多くのお客様にご利用いただけるよう提供する商品の品ぞろえ、メニューなどはもちろんのことですが、情報発信や体験、交流等の機能を含めまして、さまざまな機能を持つ複合施設として仕立て上げていきたいと思っているところでございます。

次に、放射能関連のご質問にお答え申し上げます。

まず、東海第二原発について、1点目に再稼働の動きにつきましてご質問がございました。一昨日の3月5日に、日本原電と本市を含む東海村など6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会及び水戸市など9市町村で構成する県央地域首長懇話会の間で東海第二原子力発電所の安全確保及び環境保全に関する覚書を締結したところでございます。

この覚書につきましては、原電の東海第二発電所の再稼働にかかわる事前判断権限を周辺自治体にも拡大するなど、いわゆる安全協定の見直しを要求しているところでございますが、なかなか進展が図られない状況を踏まえまして、安全協定の改定までの当面の措置として取り交わしたものでございます。

取り交わしの内容でございますが、今回の覚書は再稼働に直結するものではないこと、これが第1番目でございます。また2点目につきましては、安全協定の見直しは継続協議として、県や地元自治体に発電所の今後にかかわる判断を求める前までに安全協定の見直しを行うこと。3点目といたしまして、原子力発電施設の設置変更許可の申請に際しましては、構成自治体に事前に誠意をもって十分説明するとともに各自治体の理解を得ること。それから4点目といたしまして、安全審査が確認されるまでの間、審査内容や結果を説明するとともに、これに真摯に対応すること。5点目といたしまして、使用済み核燃料の安全対策等を積極的に講ずること。6点目といたしましては、構成自治体が現地確認をする必要があるときは、立ち入り調査をさせること。以上、6点の項目を盛り込むように懇談会のほうから要求をいたしまして、これら全てが受け入れられたことから締結に至ったものでございます。

また、安全審査につきましては、原発の稼働のいかんにかかわらず、使用済みを含む多くの燃

料が保管されている中で、住民の安全確保の観点から新規基準をクリアする施設の安全対策は必要であると考えているところがございます。原子力発電所の再稼働を容認するものではございません。

次に、避難計画についてでございますが、現在県におきまして広域避難計画の策定を進めておりますが、当初県内のみで計画の調整を行ってございましたけれども、避難所となる施設を精査した結果、隣接県の協力が必要であることから、これらの調整を踏まえ策定に時間を要している状況でございます。避難計画につきましては、原発に限らず原子力関係施設があり住民の安全確保の観点から策定は必要でありますので、県と連携をしながら市の避難計画を策定していきたいと思っております。

なお、原子力発電所の再稼働に対する考えにつきましては、住民の安全の確保を踏まえ、これまで議会等でご答弁申し上げましたものと変わるところはございません。

次に、指定廃棄物の最終処分場問題でございます。これまで国（環境省）は、指定廃棄物最終処分場の候補地選定につきまして、茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を3回開催いたしまして、指定廃棄物の処理方法、あるいはその候補地選定の手順及び方法について説明がございました。市町村長との協議を重ねてきているところでありますが、指定廃棄物の最終処分場の選定には至っていない状況でございます。

これまでの会議の中で、市長はどういう発言をしてきたのかというお尋ねがございました。1つには、東京電力福島第一原発事故による風評被害対策について、さらにこれを徹底することがあること。2番目といたしまして、候補地選定に際しては、最終処分場の設置により観光や農作物にさらなる風評被害が発生することにも十分考慮すべきであること。3点目といたしまして、最終処分場の候補地には、国有地や放射性物質を扱っている原子力関連事業所等の民有地も対象にすべきであるということ。4点目といたしまして、最終的な候補地選定の際は、市町村長の同意を得るべきであることなどの意見を申し述べてきたところであります。

会議の中では、それぞれの首長からの意見として、1カ所で処理すべきとか、今あるままの状態分散保管をすべきとか、さまざまな意見が出ておりますけれども、私が強く主張しましたのは、茨城県の場合、他県と違って東海村を中心として高レベルの放射能物質を扱っている事業所が複数あるわけがございます。そういうところへの保管も考慮に入れて国としては調査をすべきだということを主張してきたところであります。

これらにつきまして、第3回の市町村長会議におきまして環境省から、今後候補地の選定等についてアンケートを実施する旨が示されておりますけれども、現時点で環境省からアンケート実施の通知は届いておりません。もちろんアンケートの具体的な内容も示されていない状況にあります。

○後藤守議長 保健福祉部長。

[埴信夫保健福祉部長 登壇]

○埴信夫保健福祉部長 放射能汚染から子どもと市民、地域を守ることについてのご質問の、子どもの健康診査についてお答えをいたします。

甲状腺検査につきましては、これまでもお答えしてまいりましたとおり、茨城県から示されております甲状腺検査などを含む子どもたちの健康診査は実施する必要がないとの考え方や、県内自治体の甲状腺検査結果においても、悪性腫瘍などの重症化の割合が原発事故の影響のない地域と比較いたしましても特に高い数値が示されていないことなどから、現段階では市としても独自に甲状腺検査を実施することは考えておりません。なお、健康不安に対する相談につきましては、窓口や乳幼児健康診断の場所において、引き続き真摯に取り組みまして、日常生活での放射能に対する不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、子どもの医療費助成の拡充についてのご質問にお答えいたします。マル福制度がありますが、茨城県の制度として年齢要件や所得制限など一定の基準が設けられているところであります。実施主体である市町村により年齢要件を拡大したり所得制限を撤廃するなど、さまざまな取り組みがされているところであります。現在、県におきまして年齢拡充に向けた検討を行っている状況にもあります。

本市においては、県内でも早い時期の平成21年度から年齢要件を中学3年生までに拡充し、所得制限も撤廃しており、引き続き子育て世帯の負担軽減を図っているところであります。現在県の制度により、ひとり親家庭への18歳までの医療費助成は行っております。高校卒業までの医療費助成につきましては、今後、県制度の動向を踏まえながら、市の財源への影響を適切に検証した上で対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

[佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇]

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 組織機構の改革問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、市の組織機構については、条例事項を除きまして規則で定めることとされており、市長の専権事項でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、平成26年度に行う組織機構の見直しの考え方でございますけれども、厳しい財政事情の中にあつて市が取り組むべき少子化・人口減少対策、防災対策や産業振興といった諸課題に的確により効果的に対応していくため、必要な部署は強化しながら、一方では全体として簡素で効率的な組織とするものでございます。

支所につきましては、合併して10年を迎えるに当たり、農業、商工観光、建設など全市的な視点で進めていくことで、より効果的に施策を進めていくことができるものについては本庁の担当部署に統合し、窓口業務のように住民に身近なところで処理することが住民サービスを維持するため必要なものにつきましては、支所に残していく考え方で見直しを行ったところでございます。そのような住民に身近な事務を支所統括が所管することになります。

現在支所には企画総務課、市民生活課、産業建設課の3課が配置されているところでございます。企画総務課におきましては地域振興、町会組織、防災などの業務を、市民生活課におきましては税務、保険年金、福祉等の住民窓口等の業務を、産業建設課におきましては各地区の農林、商工観光、建設等の業務を行っているところでございます。

今回の見直しにおきましては、産業建設関係の事務については本庁の農政課、観光振興課、建設課に統合するとともに、企画総務課及び市民生活課をまとめ1課体制とするものでございます。1課体制であっても災害対応や選挙など一時的な業務の増にも十分対応できるほか、各支所に農政課、観光振興課、建設課の職員を駐在として配置することにより、各地域の皆様のご意見やご要望等につきましてもこれまでと同様施策に反映させることができるものと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学力テスト結果公表についてのご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査の結果公表につきましては、昨日も答弁させていただきましたが、本市の教育委員会といたしましては、本調査は対象とする学年や実施教科が限定されていること、分析しているものが学力の一部分であることから、個々の学校名をあらわしての結果の公表はせずに、今まで同様、市全体の好ましい傾向や課題になる点などについて示してまいります。各学校に対しましては従来どおり、市全体の傾向と指導上の改善点として結果から見た学力や学習状況のよさや課題、その解決を図るための事業改善の視点を示してまいります。

各学校では、これらの結果と各学校における学校及び個人の結果を活用することによって、児童生徒一人ひとりのよさやつまずきを把握し、授業の改善や個別指導の充実を図りながらきめ細かな支援ができるよう今後とも努めてまいります。

次に、国の教育委員会改革問題についての見解を伺いたいのご質問にお答えいたします。

教育委員会制度の改革につきましては、昨年12月、中央教育審議会が下村文部科学大臣に対し、今後の地方教育行政のあり方についての答申を提出し、現在国において法案提出の準備がなされているところであります。

答申は、地方教育行政の最終権限者を教育委員会から自治体の首長に移し、首長の任命する教育長を事務執行責任者と位置づけるなど、自治体の教育行政のあり方に大きな転換を迫るものでございましたが、改革案検討の過程において教育の政治的中立性についての疑問が出されたため、改革案は答申を修正する形で調整が行われているところであります。

文部科学省からまだ詳しく改革案について示されておりませんが、新聞等の報道によりますと、修正された改革案では、教育長と教育委員長を統合する新ポスト（仮称）代表教育委員や地方自治体の首長や教育委員らで構成する（仮称）総合教育政策会議を新たに設置し、首長は会議で話し合いながら自治体の教育方針を作る仕組みに変更されているようでございます。

また、教育の政治的中立性については、教育委員会を地方教育行政の最終責任者とすることでその確保が図られるとも伝えられております。いずれにいたしましても、私ども地方教育行政をあずかる者といたしましては、国における教育委員会制度改革の過程を見守るとともに、法律の改正によって制度が変更された場合においても、市の教育行政が引き続き適正かつ着実に遂行されるように対応してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

〔22番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○22番（宇野隆子議員） 施政方針の中での質問に対して、市長からそれぞれご答弁をいただきました。時間がありませんので、それらに関して少し反論したいこともありますが、またの機会にしたいと思います。

原発の再稼働の問題、それから避難計画の問題ですけれども、今度の安全審査申請は再稼働とは別だということではありますが、首長のそれぞれの理解を得なければというところはしっかりと押さえていただきまして、やはり安全審査の申請そのものは再稼働に向けたステップでありますから、避難計画もできない中で安全審査の申請などはあり得ない、考えられないというところで、市民の安全をしっかりと守っていただいて、これまで述べられておりますように、東海第二原発の再稼働に向けては安全をきちんと担保出来なければ認められない、この姿勢をぜひ貫いてほしいと思いますが、それは先ほどのご答弁どおりですか、一言だけ。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 先ほども申し上げましたように、安全審査をしようとしまいとにかかわらず、市民の安全を担保できることが確認されない限りは再稼働はあり得ないわけです。ましてや避難計画もできていない現実においてそれを判断することはできないと思っております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） まさにそのとおりですので、よろしく願いいたします。

それから、子どもの健康診査に関してですけれども、これは今回も実施する考えがないということではありますが、福島県ではチェルノブイリの経験を受けて、子どもたちの健康を長期に見守るということで県民健康管理調査を実施しているわけです。事故当時18歳以下の子どもを対象に、これまで23万8,000人に対して行った検査の結果、59人ががんで、あるいはその疑いがあると診断され、26人が甲状腺がんの手術を受けていると。国立がんセンターによれば、子どもの甲状腺がんの発症率は100万人に1人だから、その100倍を超える異常な事態だと。低線量被曝の健康への影響について長期的に何らかの影響を及ぼす可能性が否定できないとしているわけです。

私は少なくとも希望者にはきちんと検査費の助成をして甲状腺検査を実施していく方向でぜひ進めていただきたいと。相談窓口は持っているということですが、やはり相談窓口では乗り越えられない、安全か甲状腺に異常があるかはつきりさせていくことは非常に大事なことでありますので、引き続きご検討いただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 これまでの答弁の中にもありましたように、現在、「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地区に茨城県も入れてほしいということで、本県の中で構成する市長会、町村会、市議長会、町村議会など4団体が再度要望書を提出している状況もあります。それから、茨城県でも子どもの将来にわたる具体的な支援策を示してくださいということで、国のほうにさまざまな機会を捉えて要望している状況もありますので、これらの状況に基づき、県や国などから示される具体策の中で市としても対応していくことになろうと思っておりますが、現状では状況が以

前と変わっていないという中では、先ほど答弁したとおりになります。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員の質問時間は終了いたしました。

○22番（宇野隆子議員） 質問を終わります。

○後藤守議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月10日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時01分散会